

長崎労働局発表  
令和2年11月20日(金)

長崎労働局労働基準部  
賃金室長 上戸 秀則  
賃金室長補佐 中島 政和  
電話 095-801-0033

報道関係者 各位

## 長崎県特定最低賃金の改定

- 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金が12月20日から4円引き上げられます」 -

長崎労働局長(たきがひら ひとし 瀧ヶ平 仁)は、長崎地方最低賃金審議会(会長 まつもと むつき 松本 睦樹 長崎大学名誉教授)から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(以下「電子部品等製造業」という)」の最低賃金引上げについて答申を受け、答申どおり改正する旨の決定を行うとともに、令和2年11月20日(金)に官報公示を行いました。

これにより「電子部品等製造業」に係る特定最低賃金は、令和2年12月20日(日)から新しい最低賃金額が適用されます。

なお、長崎県特定最低賃金が適用される3業種のうち「はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、本年度の改正はありません。

長崎労働局においては、県下の各労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)とともに、関係機関等にもご協力をいただきながら、改正後の最低賃金の周知徹底に努めてまいります。

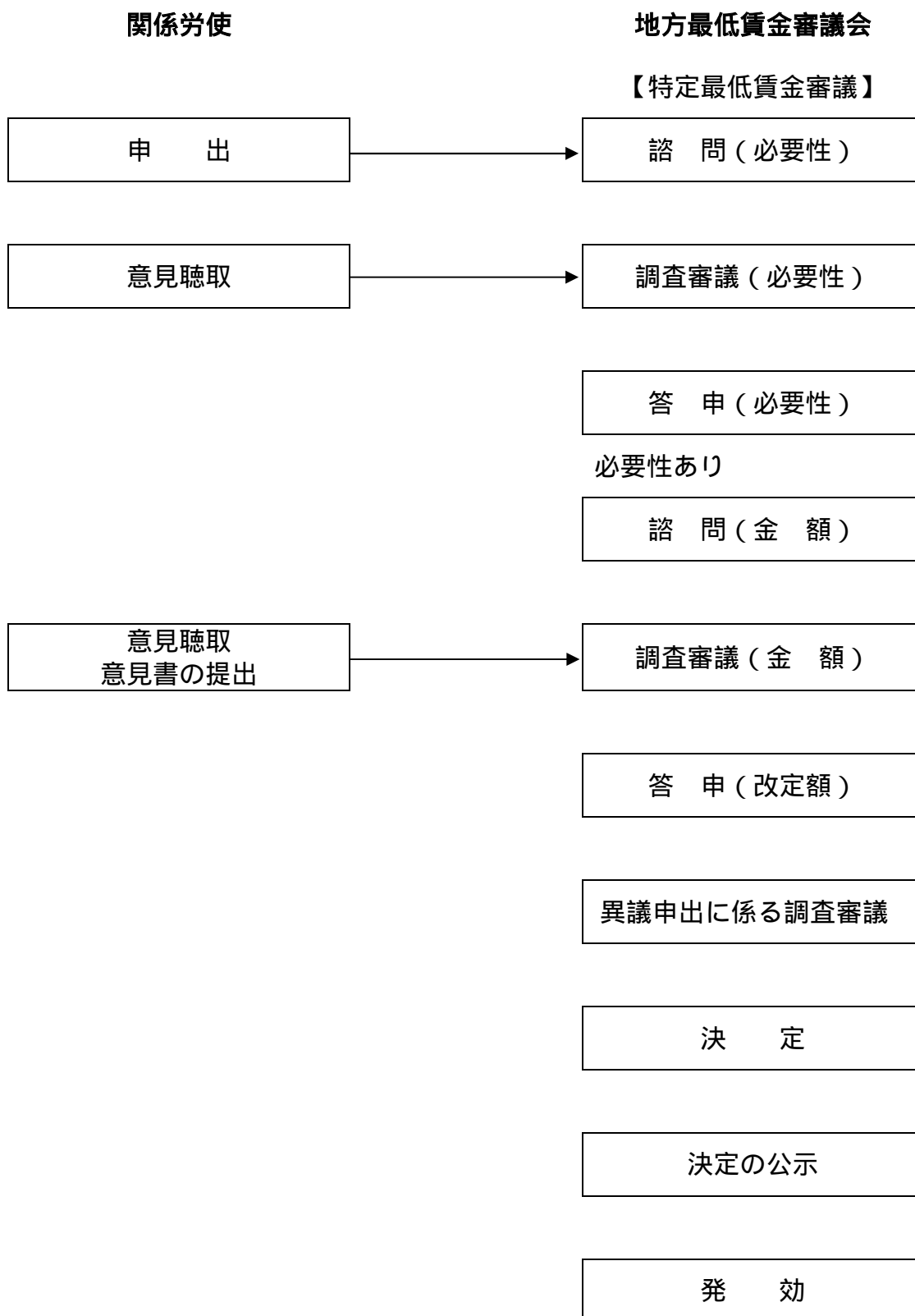
特定最低賃金が適用される業種	最低賃金額(1時間)		効力発生日
	現行	改定後	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875円	-	令和元年12月7日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	833円	837円	令和2年12月20日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	875円	-	令和元年11月29日

**長崎県最低賃金(時間額793円)は、長崎県内で働く全ての労働者に適用されますが、上記の3業種で働く労働者には特定最低賃金が適用されます。**

特定最低賃金は、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定されているもので、長崎県では上記3業種の事業場で働く労働者に適用されます。

なお、従事する仕事や年齢によっては適用が除外される労働者もいます。適用が除外される労働者には、長崎県最低賃金(時間額793円)が適用されます。

## 特定最低賃金の改正手続の流れ



関係労使からの異議申出があった場合に開催

### 長崎県最低賃金の推移

改正年度	最低賃金額		引き上げ額		引き上げ率		効力発生日
	日額(円)	時間額(円)	日額(円)	時間額(円)	日額(%)	時間額(%)	
平成14年	-	605	-	1	-	0.17	平成14.10.6
平成15年	-	605	-	0	-	0	平成14.10.6
平成16年	-	606	-	1	-	0.17	平成16.10.1
平成17年	-	608	-	2	-	0.33	平成17.10.1
平成18年	-	611	-	3	-	0.49	平成18.10.1
平成19年	-	619	-	8	-	1.31	平成19.10.21
平成20年	-	628	-	9	-	1.45	平成20.10.30
平成21年	-	629	-	1	-	0.16	平成21.10.10
平成22年	-	642	-	13	-	2.07	平成22.11.4
平成23年	-	646	-	4	-	0.62	平成23.10.12
平成24年	-	653	-	7	-	1.08	平成24.10.24
平成25年	-	664	-	11	-	1.68	平成25.10.20
平成26年	-	677	-	13	-	1.96	平成26.10.1
平成27年	-	694	-	17	-	2.51	平成27.10.7
平成28年	-	715	-	21	-	3.03	平成28.10.6
平成29年	-	737	-	22	-	3.08	平成29.10.6
平成30年	-	762	-	25	-	3.39	平成30.10.6
令和元年	-	790	-	28	-	3.67	令和元.10.3
令和2年	-	793	-	3	-	0.38	令和 2.10.3

長崎県の産業別最低賃金の推移

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金							
改正年度	最低賃金額(円)		引上額(円)		引上率(%)		効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	
平成14年	5,802	725	8	0	0.14	0	H14.12.29
平成15年	-	726	-	1	-	0.14	H15.12.25
平成16年	-	727	-	1	-	0.14	H16.12.24
平成17年	-	730	-	3	-	0.41	H17.12.25
平成18年	-	735	-	5	-	0.68	H18.12.22
平成19年	-	746	-	11	-	1.5	H19.12.29
平成20年	-	757	-	11	-	1.47	H21.1.3
平成21年	-	760	-	3	-	0.4	H22.1.3
平成22年	-	768	-	8	-	1.05	H23.1.7
平成23年	-	773	-	5	-	0.65	H24.1.6
平成24年	-	779	-	6	-	0.78	H25.1.2
平成25年	-	788	-	9	-	1.16	H26.1.4
平成26年	-	800	-	12	-	1.52	H26.12.13
平成27年	-	813	-	13	-	1.63	H27.12.25
平成28年	-	829	-	16	-	1.97	H29.1.1
平成29年	-	846	-	17	-	2.05	H29.12.14
平成30年	-	861	-	15	-	1.77	H30.12.12
令和元年	-	875	-	14	-	1.63	R1.12.7
令和2年	-	875	-	0	-	0	改定なし
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金							
改正年度	最低賃金額(円)		引上額(円)		引上率(%)		効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	
平成14年	5,324	665	8	0	0.15	0	H14.12.29
平成15年	-	666	-	1	-	0.15	H15.12.17
平成16年	-	668	-	2	-	0.3	H16.12.25
平成17年	-	671	-	3	-	0.45	H17.12.25
平成18年	-	676	-	5	-	0.75	H18.12.22
平成19年	-	685	-	9	-	1.33	H20.1.5
平成20年	-	695	-	10	-	1.46	H21.1.1
平成21年	-	698	-	3	-	0.43	H21.12.31
平成22年	-	706	-	8	-	1.15	H23.1.7
平成23年	-	711	-	5	-	0.71	H24.1.6
平成24年	-	717	-	6	-	0.84	H25.1.19
平成25年	-	726	-	9	-	1.26	H26.1.16
平成26年	-	734	-	8	-	1.10	H26.12.31
平成27年	-	748	-	14	-	1.91	H28.1.9
平成28年	-	765	-	17	-	2.27	H28.12.30
平成29年	-	785	-	20	-	2.61	H29.12.29
平成30年	-	808	-	23	-	2.93	H30.12.27
令和元年	-	833	-	25	-	3.09	R1.12.27
令和2年	-	837	-	4	-	0.48	R2.12.20
長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金							
改正年度	最低賃金額(円)		引上額(円)		引上率(%)		効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	
平成14年	5,918	739	8	0	0.14	0	H14.12.29
平成15年	-	740	-	1	-	0.14	H15.12.20
平成16年	-	741	-	1	-	0.14	H16.12.26
平成17年	-	744	-	3	-	0.4	H17.12.25
平成18年	-	748	-	4	-	0.54	H18.12.22
平成19年	-	759	-	11	-	1.47	H19.12.29
平成20年	-	770	-	11	-	1.45	H20.12.26
平成21年	-	774	-	4	-	0.52	H21.12.30
平成22年	-	783	-	9	-	1.16	H23.1.5
平成23年	-	788	-	5	-	0.64	H24.1.7
平成24年	-	791	-	3	-	0.38	H25.1.4
平成25年	-	800	-	9	-	1.14	H26.1.16
平成26年	-	810	-	10	-	1.25	H26.12.31
平成27年	-	821	-	11	-	1.36	H27.12.18
平成28年	-	832	-	11	-	1.34	H28.12.28
平成29年	-	846	-	14	-	1.68	H29.12.15
平成30年	-	861	-	15	-	1.77	H30.12.14
令和元年	-	875	-	14	-	1.63	R1.11.29
令和2年	-	875	-	0	-	0	改定なし